

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 26 年 11 月 19 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 ハイパーブックス水口 甲賀市水口町名坂字西縄手 838 番

2 意見の概要 甲賀市からの意見

- (1) 騒音規制法および振動規制法の特定施設に該当する施設を設置する場合は、設置届を提出すること。該当しない場合においても、騒音、振動および悪臭の発生には十分配慮すること。
- (2) 廃棄物は可能な限り資源化に努め、焼却処分量を低減すること。また、生ごみの保管期間は気候状況に応じて配慮すること。
- (3) 滋賀県青少年の育成に関する条例の内容等を考慮した上で、青少年に悪影響が出ないよう配慮すること。特に、夜間に駐車場が青少年のたまり場にならないよう配慮されたい。
- (4) 店舗建築工事の施工時、店舗開発のための準備については、時期や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や甲賀市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応されたい。
- (5) 雇用については、地元での積極的な採用に配慮されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口 6053 番地

(2) 縦覧期間 平成 26 年 11 月 19 日から平成 26 年 12 月 19 日まで